

原発事故当時、自主的避難等対象区域内の病院に認知症により入院し、誤嚥性肺炎を発症したため栄養管理状態になっていた90歳近い高齢者が、原発事故による病院閉鎖のため転院を余儀なくされ、その後、元の入院先に戻ったものの平成23年6月に死亡した事案について、死亡に対する原発事故の寄与度を5割とした上で、相続人である申立人に死亡慰謝料800万円が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡A（以下「被相続人」という。）が平成23年6月〇日に死亡し、申立人が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- 2 申立人の知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること

第2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記1の損害項目（下記2の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

- ① 死亡慰謝料（ただし、被相続人の死亡による申立人固有の慰謝料も含む。）
- ② 死亡逸失利益
- ③ 葬儀費用
- ④ 生命・身体的損害（入院慰謝料）
- ⑤ 診断書取得費用
- ⑥ 戸籍謄本及び印鑑証明書取得費用

2 期間

自 平成23年3月11日

至 平成23年6月20日

第3 和解金額

被申立人は、第2項記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、10,865,177円の支払義務があることを認める。

（内訳）

- ① 死亡慰謝料（ただし、被相続人の死亡による相続人固有の慰謝料も含む。）

8,000,000円

② 死亡逸失利益	1, 396, 427円
③ 葬儀費用	797, 000円
④ 生命・身体的損害（入院慰謝料）	650, 000円
⑤ 診断書取得費用	18, 750円
⑥ 戸籍謄本及び印鑑証明書取得費用	3, 000円

第4 既払金

申立人と被申立人は、被申立人が被相続人に対し、仮払補償金として300, 000円を支払済みであることを相互に確認する。

第5 支払方法

（省略）

第6 清算

申立人と被申立人は、第2の1項記載の損害項目（同項の2記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。ただし、第2項の1①ないし④記載の損害項目（同項の2記載の期間に限る。）については、本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人が各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月28日

（仲介委員 友納治夫）